

一、本会議の審議概要

○昭和六十三年七月十九日 火曜日

開会 午前十時四分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元議員植竹春彦君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

元衆議院議長衆議院議員福永健司君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、土地問題及び国土利用に関する対策

備

考

七・一九 開会式

樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前十時九分

再開 午後一時二十二分

日程第 二 会期の件

右の件は、七十日間とすることに決した。

日程第 三 昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、

昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決

算書

日程第 四 昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第 五 昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第三はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第四及び第五は委員長報告のとおり異議がないと決した。

常任委員長辞任の件

右の件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長

名尾

良孝君

地方行政委員長

谷川

寛三君

法務委員長

三木

忠雄君

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

外務委員長	森山	眞弓君
大蔵委員長	村上	正邦君
文教委員長	田沢	智治君
社会労働委員長	関口	恵三君
農林水産委員長	岡部	三郎君
商工委員長	大木	浩君
運輸委員長	中野	鉄造君
逓信委員長	上野	雄文君
建設委員長	村沢	牧君
予算委員長	原	文兵衛君
決算委員長	穂山	篤君
内閣委員長	大城	眞順君
地方行政委員長	向山	一人君
法務委員長	塩出	啓典君
外務委員長	堀江	正夫君
大蔵委員長	梶原	清君
文教委員長	杉山	令肇君

社会労働委員長	前島 英三郎君
農林水産委員長	福田 宏一君
商工委員長	宮澤 弘君
運輸委員長	多田 省吾君
逓信委員長	糸久 八重子君
建設委員長	稲村 稔夫君
予算委員長	初村 滝一郎君
決算委員長	安永 英雄君

散会 午後一時三十六分

○昭和六十三年七月二十九日 金曜日

開会 午前十時一分

裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

右の件は、裁判官訴追委員堀江正夫君、同予備員及川順郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員に名尾良孝君、同予備員に田辺哲夫君、国土審議会委員に平井卓志君、秋山長造君、北海道

(衆議院)

七・二九 国務大臣の演説

八・一、二 演説に対する質疑

開発審議会委員に河本嘉久蔵君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、田辺哲夫君を第三順位とし、第三順位の鈴木和美君を第四順位とした。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、科学技術会議議員に北原安定君、宇宙開発委員会委員に田島敏弘君、運輸審議会委員に横田不二夫を任命したことを承認することに決し、漁港審議会委員に岡部鷹司君、佐々木義治君、鮫島泰佑君、菅原雅君、三賀森勝君、宮原九一君、向江昇君、矢野照重君、横山信立君を任命したことに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

休憩 午前十時八分

再開 午後二時一分

日程第二 国務大臣の演説に関する件

竹下内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後二時三十一分

○昭和六十三年八月二日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第二日)

野田哲君、齋藤栄三郎君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時二十七分

○昭和六十三年八月三日 水曜日

開会 午前十時一分

永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員として在職二十五年に達した議員植木光教君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員植木光教君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のため力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

土屋義彦君は、祝辞を述べた。

植木光教君は、謝辞を述べた。

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第三日)

黒柳明君、内藤功君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時五十六分

再開 午後一時二分

(予算委員会)

衆議院 八・四、五、六、九

参議院 八・二二、二三、二四、

三一 九・九

休憩前に引続き、山田勇君、梶原敬義君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

議員辞職の件

右の件は、佐藤栄佐久君の辞職を許可することに決した。

散会 午後二時十一分

○昭和六十三年九月二十一日 水曜日

開会 午前十時一分

議長は、新たに当選した議員石原健太郎君を議院に紹介した後、同君を運輸委員に指名した。

元議員木内四郎君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

検察官適格審査会委員に小野明君、同予備委員に吉川春子君を指名した。

日程第一 一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、電波監理審議会委員に芦部信喜君、中央労働委員会委員に青木勇之助君、石川吉右衛門君、市原昌三郎君、川口實君、北川俊夫君、神代和俊君、萩澤清彦君、福田平君、舟橋尚道君、細野正君、山口俊夫君、渡部吉隆君を任命することに全会一致をも

(衆議院議決)

九・二〇 防衛庁設置法及び自衛隊法

の一部を改正する法律案

(第百十二回国会閣法第七

号)

って同意することに決し、中央労働委員会委員に高梨昌君を任命することに同意することに決した。

米の自由化反対に関する決議案（嶋崎均君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、嶋崎均君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

佐藤農林水産大臣は、右の決議について所信を述べた。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、田澤國務大臣から趣旨説明があった後、久保田真苗君、峯山昭範君、諫山博君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前十一時二十八分

○昭和六十三年九月三十日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議長辞任の件

右の件は、これを許可することに決した。

議長の選挙

右の選挙は、無名投票の結果（投票総数二二三、過半数一〇七）、土屋義彦君が二二三票をもって当選した。

副議長は、議長土屋義彦君を議院に紹介した。

議長土屋義彦君は、就任の挨拶をした。

熊谷太郎君は、議長に対し祝辞を述べ、前議長に対し謝辞を述べた。

散会 午前十時三十分

○昭和六十三年十月七日 金曜日

開会 午前十時二分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、不公平是正及びリクルート等税制に関する諸問題を調査するため委員四十五名から成る税制問題等に関する調査特別委員会を設置することに決し、議長は追って特別委員を指名する旨を告げた。

皇室会議予備議員及び皇室経済会議予備議員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、皇室会議予備議員に山内一郎君、皇室経済会議予備議員に西村尚治君を指名した。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（低温等による農作物被害について）

右の件は、佐藤農林水産大臣から報告があった後、大河原太一郎君、小川仁一君、刈田貞子君、下田京子君、勝木健司君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後零時十分

○昭和六十三年十月二十六日 水曜日

開会 午前十時一分

国土審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、井上吉夫君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公安審査委員会委員長に川島一郎君、同委員に末松謙一君、中谷瑾子君、山崎敏夫君を任命することに同意することに決し、日本放送協会経営委員会委員に石井幹子君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 著作権法の一部を改正する法律案（第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

散会 午前十時二十分

（衆議院議決）

一一・八 教育職員免許法等の一部を改正する法律案（第百十二回国会閣法第四五号）

○昭和六十三年十一月九日 水曜日

開会 午後一時一分

教育職員免許法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、中島文部大臣から趣旨説明があった後、粕谷照美君、佐藤昭夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 学校教育法の一部を改正する法律案（第百十二回国会内閣提出、第百十三回

国会衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。
散会 午後二時八分

○昭和六十三年十一月二十一日 月曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力委員会委員に向坊隆君、公正取引委員会委員に宇賀道郎君、公害健康被害補償不服審査会委員に太田壽郎君、運輸審議会委員に隅健三君、電波監理審議会委員に神谷健一君、地方財政審議会委員に胡子英幸君、木下和夫君、皆川迪夫君、山本成美君を任命することに同意することに決し、公害健康被害補償不服審査会委員に山本秀夫君、社会保険審査会委員に中澤幸一君、労働保険審査会委員に山田正美君、地方財政審

（衆議院）

リクルート問題に関する調査特別委員会

一一・一五 設置

一一・二一 証人喚問

（衆議院議決）

一一・一六 税制改革法案（閣法第一号）（修正）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）（修正）

消費税法案（閣法第三号）（修正）

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（修正）

消費譲与税法案（閣法第五号）

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

一一・一八 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）

肉用子牛生産安定等特別措置法案（閣法第八号）

議会委員に荒尾正浩君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法案、地方税法の一部を改正する法律案、消費譲与税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣、梶山自治大臣から順次趣旨説明があった後、加藤武徳君、福岡知之君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後零時十二分

再開 午後一時三分

休憩前に引続き、太田淳夫君、上田耕一郎君、柳澤鍊造君がそれぞれ質疑をした。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、佐藤農林水産大臣から趣旨説明があった後、村沢牧君、及川順郎君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後三時五十五分

○昭和六十三年十二月五日 月曜日

開会 午後零時一分

元内閣総理大臣衆議院議員三木武夫君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることになり、議長は、弔詞を朗読した。

元議員須藤五郎君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることになり、議長は、弔詞を朗読した。

日程第一 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案

(衆議院提出)

右の議案は、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後零時九分

○昭和六十三年十二月九日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 裁判所の休日に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を

もって可決された。

日程第三 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案

(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

日程第四 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(第百十二回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)

出、第百十三回国会衆議院送付)

日程第五 行政機関の休日に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

議院送付)

右の四案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第三は可決、日程第四乃至第六は全会一致をもって可決された。

散会 午前十時十六分

○昭和六十三年十二月十六日 金曜日

開会 午後零時四十一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、運輸審議会委員に平四郎君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

院送付)

日程第二 肉用子牛生産安定等特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 遊漁船業の適正化に関する法律案（衆議院提出）

右の三案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第

一及び第二は可決、日程第三は全会一致をもって可決された。

散会 午後零時四十九分

○昭和六十三年十二月二十一日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一は全会一致をもって可決、日程第二及び第三は可決された。

日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

日程第六 教育職員免許法等の一部を改正する法律案（第百十二回国会内閣提出、第百

十三回国会衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

国会に置かれる機関の休日に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時二十九分

○昭和六十三年十二月二十三日 金曜日

開会 午後四時十分

日程第一 医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第二 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案（第百八回国会内閣提出、第百

十三回国会衆議院送付）

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は全会一致をもって可決、日程第二は可決された。

議院運営委員長嶋崎均君解任決議案（浜本万三君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること
に決し、浜本万三君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、
賛成一〇〇、反対一三七にて否決された。

内閣総理大臣兼大蔵大臣竹下登君問責決議案（野田哲君外一名発議）（委員会審査省略要
求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすること
に決し、野田哲君から趣旨説明があつた後、討論があつた。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明日午前零時十分より開会する旨を宣告した。
延会 午後十時五十五分

○昭和六十三年十二月二十四日 土曜日

開会 午前零時十二分

日程第一 内閣総理大臣兼大蔵大臣竹下登君問責決議案（野田哲君外一名発議）（前会
の続）

右の議案は、前会に引続き議題とした後、記名投票をもつて採決の結果、賛成九八、反
対一三六にて否決された。

自治大臣・国家公安委員長梶山静六君問責決議案（内藤功君外一名発議）（委員会審査省
略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、内藤功君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成八三、反対一三六にて否決された。

法務大臣林田悠紀夫君問責決議案（千葉景子君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、千葉景子君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成七七、反対一三四にて否決された。

議長は、日程第二乃至第七を一括して議題とする旨を宣告した。

税制問題等に関する調査特別委員長梶木又三君問責決議案（福岡知之君外一名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、福岡知之君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成八九、反対一三五にて否決された。

日程第二 税制改革法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 消費税法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 消費譲与税法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の六案は、税制問題等に関する調査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告

があつて、討論の後、可決された。

散会 午後六時

○昭和六十三年十二月二十七日 火曜日

開会 午前十一時二十一分

日程第一の請願

旧軍人軍属恩給欠格者救済に関する請願外二百三十六件の請願

右の請願は、運輸委員長外七委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査を閉会中も継続することに決した。

外務委員会

一、国際開発協力基本法案（第百八回国会参第二号）

文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百九回国会参第一号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百九回国会参第二号）

社会労働委員会

一、育児休業法案（第百九回国会参第三号）

税制改革関連六法案の審議

（衆議院税制問題等に関する調査特別委員会）

九・九 設置

一一二 委員長、理事互選

一二二 提案理由説明

一一・八 公聴会

一〇 可決

（衆議院本会議）

九・二二 趣旨説明

一一・一六 可決

（参議院税制問題等に関する調査特別委員会）

一〇・七 設置

一一三 委員長、理事互選

一一・二一 趣旨説明

一二・六、七 証人喚問（リクルート）

一六 公聴会

二一 可決

（参議院本会議）

一一・二一 趣旨説明

一二・二四 可決

一、積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関する法律案（第百十二回国会参第一号）

一、林業労働法案（第百十二回国会参第二号）

一、戦時災害援護法案（第百十二回国会参第三号）

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案（第百八回国会参第二号）

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午前十一時二十四分

(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案(三一件)(うち衆議院において前国会から継続一四件)

●両院通過(二四件)(うち衆議院において前国会から継続七件)

- 一 税制改革法案(修)
- 二 所得税法等の一部を改正する法律案(修)
- 三 消費税法案(修)
- 四 地方税法の一部を改正する法律案(修)
- 五 消費譲与税法案
- 六 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 七 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
- 八 肉用子牛生産安定等特別措置法案
- 九 行政機関の休日に関する法律案
- 一〇 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(件名の上の数字は提出番号、件名の下(修)は衆議院修正を示す。)

- 一一 裁判所の休日に関する法律案
 - 一二 地方自治法の一部を改正する法律案
 - 一三 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案
 - 一四 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
 - 一五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
 - 一六 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 一七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 第百八回 国会九〇
 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案(修)
- 第百十一回 国会七
 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

第百十二回
国会三九

学校教育法の一部を改正する法律案

第百十一回
国会四五

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

第百十一回
国会四六

著作権法の一部を改正する法律案

第百十一回
国会八二

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案

第百十一回
国会八三

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案

法律案

●衆議院継続（七件）（いずれも衆議院において前国会から

継続）

第百八回
国会八五

地方自治法の一部を改正する法律案

第百八回
国会九六

刑事施設法案

第百八回
国会九七

刑事施設法施行法案

第百八回
国会九八

留置施設法案

第百八回
国会九九

海上保安庁の留置施設に関する法律案

第百十一回
国会五三

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

第百十二回
国会六一

臨時教育改革推進会議設置法案

●本院議員提出法律案（八件）（いずれも

本院において前国会から継続）

●本院継続（八件）

第百八回
国会二

宇宙開発基本法案

第百八回
国会三

国際開発協力基本法案

第百九回
国会一

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

第百九回
国会二

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第百九回
国会三

育児休業法案

第百十一回
国会一

積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関する法律案

第百十一回
国会二

林業労働法案

第百十一回
国会三

戦時災害援護法案

●衆議院議員提出法律案（三〇件）（うち

衆議院において前国会から継続一二件）

●両院通過（六件）

一 昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律案

法律案

二 医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一

部を改正する法律案

三 遊漁船業の適正化に関する法律案

五 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

六 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案

七 国会に置かれる機関の休日に関する法律案

●衆議院継続（二四件）（うち衆議院において前国会から継続（二二件））

四 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

八 臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案

第百七回 国会
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

第百七回 国会
中水道の整備の促進に関する法律案

第百七回 国会
北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案

第百八回 国会
本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案

第百八回 国会
雇用対策法の一部を改正する法律案

第百八回 国会
雇用保険法の一部を改正する法律案

第百八回 国会
雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案

第百八回 国会
短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

第百八回 国会
海洋開発基本法案

第百八回 国会
海洋開発委員会設置法案

第百八回 国会
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第百八回 国会
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

第百九回 国会
水俣病問題総合調査法案

第百九回 国会
義務教育諸学校施設費国库負担法の一部を改正する法律案

第百九回 国会
学校教育法の一部を改正する法律案

第百九回 国会
学校教育法等の一部を改正する法律案
公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

第百九回 国会
公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職

員定数の標準等に関する法律案

第百十二回
国会一

国土利用計画法の一部を改正する法律案

第百十二回
国会四

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

第百十二回
国会九

都市における公共交通の環境整備に関する特

別措置法案

第百十二回
国会二五

土地基本法案

●議決を求めめるの件（四件）

●自然消滅（四件）

一 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に

基づき、国会の議決を求めめるの件（日本林業

労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員

（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含ま

む。）」

二 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に

基づき、国会の議決を求めめるの件（日本林業

労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員

（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及

び定期作業員」）

三 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に

基づき、国会の議決を求めめるの件（全林野勞

働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常

勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」

四 国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に

基づき、国会の議決を求めめるの件（全林野勞

働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常

勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定

期作業員」）

●決算その他（七件）

●議決（三件）

○昭和六十年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年度特別

会計歳入歳出決算、昭和六十年度国税収納金整理資金受

払計算書、昭和六十年度政府関係機関決算書（第百八回

国会提出）

○昭和六十年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百八

回国会提出）

○昭和六十年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百八回

国会提出）

●未了（四件）

○昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度
特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理
資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書

○昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

○昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び
損益計算書並びにこれに関する説明書

●決議案（二二一件）

●可決（一件）

一 米の自由化反対に関する決議案

●否決（五件）

一二 議院運営委員長嶋崎均君解任決議案

一四 法務大臣林田悠紀夫君問責決議案

二〇 税制問題等に関する調査特別委員長梶木又三
君問責決議案

二一 自治大臣・国家公安委員長梶山静六君問責決
議案

二二 内閣総理大臣兼大蔵大臣竹下登君問責決議案
●未了（二二件）

二 リクルート疑惑等調査特別委員会設置に關す
る決議案

三 議院運営委員長嶋崎均君解任決議案

四 税制問題等に関する調査特別委員長梶木又三
君問責決議案

六 大蔵大臣竹下登君問責決議案

七 文部大臣中島源太郎君問責決議案

八 郵政大臣中山正暉君問責決議案

九 労働大臣中村太郎君問責決議案

一〇 法務大臣林田悠紀夫君問責決議案

一一 内閣総理大臣竹下登君問責決議案

一三 郵政大臣中山正暉君問責決議案

一五 文部大臣中島源太郎君問責決議案

一六 自治大臣梶山静六君問責決議案

●撤回（四件）

五 自治大臣梶山静六君問責決議案

一七 大蔵大臣竹下登君問責決議案

一八 内閣総理大臣竹下登君問責決議案

一九 税制問題等に関する調査特別委員長梶木又三
君問責決議案

(3) 委員会別の成立した法律等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（八件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院		衆議院		備考
				付託	議決	付託	議決	
9	行政機関の休日に関する法律案	衆	三、九三	三、九三 （予）	可 三、二八 決	可 三、二八 決	可 三、二八 決	
10	一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	九三三	九三三 （予）	可 三、二八 決	可 三、二八 決	可 三、二八 決	
13	一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二二三	二二三 （予）	可 三、二八 決	可 三、二八 決	可 三、二八 決	
14	特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二二三	二二三 （予）	可 三、二八 決	可 三、二八 決	可 三、二八 決	
15	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	〃	二二三	二二三 （予）	可 三、二八 決	可 三、二八 決	可 三、二八 決	
112 7 国会	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	（衆）	三、二五	三、九三 （予）	可 三、二八 決	可 三、二八 決	可 三、二八 決	百十二回国会 衆本会議趣旨説明 衆 継 続 百十三回国会 六三、九三 参本会議趣旨説明

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
112国会 82	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案	(衆)	六三、四二六	六三、三三八 可決	六三、三二九 可決	
112国会 83	統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案	〃	四二六	二二八 可決	七二九 可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送本院へ提 付月日出月日	参議院	衆議院	備考
8	臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案	中山太郎君 外四名 (六三、三二〇)	六三、三三三	六三、三三三 (予)	六三、三三三 継続審査	

行政機関の休日に関する法律案（閣法第九号）

要旨

本案は、行政機関において公務の効率的な運営を図りつつ土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、毎月の第二及び第四土曜日を、従来から休日として扱っている日曜日、国民の祝日等と合わせて行政機関の休日とする等の措置を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。なお、行政機関の休日においても、各行政機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではないこととする。

二、国の行政庁に対する申請、届け出等の期限で、一定の要件に該当するものについては、その期限である日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみ

なす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでないこととする。

三、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました四件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、個人情報保護関係の二法律案は、いずれも第一百二回国会に提出され、衆議院において継続審査となつていたものであります。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案の内容は、第一に、本法律は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすること。

第二に、行政機関は、所掌事務を遂行するため必要な限度において、かつ、できる限り目的を特定して個人情報フ

ァイルを保有することとし、総務庁長官は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示すること。

第三に、行政機関の長は、本人から、個人情報の開示請求があつたときは、原則として、これを開示することとし、訂正等の申し出があつたときは、調査し、その結果を通知すること等であります。

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の内容は、第一に、指定統計調査以外の統計調査の結果知られた秘密に属する事項についても、指定統計調査と同様、その秘密は、保護されなければならないこと。

第二に、指定統計調査等の実施者は、調査票等を適正に管理するための必要な措置を講じなければならないこととするほか、統計調査の運営上必要な規定の整備を行おうとするものであります。

次に、土曜閉庁関係の二法律案について申し上げます。行政機関の休日に関する法律案の内容は、行政機関において土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、毎月第二及び第四土曜日を、従来から休日として扱っている日曜日、国民の祝日等と合わせて行政機関の休日とすると

ともに、国の行政庁に対する申請、届け出等の期限である日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなす等であります。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、土曜閉庁方式の導入に伴う週休二日制及び勤務時間制度の改正についての本年八月四日の人事院勧告を実施するためのものでありまして、その内容は、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日等四週間につき二の土曜日は勤務を要しない日とするともに、各庁の長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合には、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができると等であります。

委員会におきましては、個人情報保護関係二法律案について参考人から意見を聴取するとともに、各法律案について広範多岐にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より、個人情報保護法案に対し、個人情報の収集及び保有の規制を強化すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、四法律案並びに修正案について各会派から討論の後、順次採決の結果、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案は、吉川委員提出の修正案が否決され、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案、行政機関の休日に関する法律案及び一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、個人情報保護法案に対し十二項目から成る附帯決議を、また、一般職職員給与法修正案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第一〇号)

要旨

本案は、行政機関における土曜閉庁方式の導入に伴う週休二日制及び勤務時間制度の改正についての本年八月四日

の人事院勧告を実施するため、一般職の国家公務員の週休二日制の実施方法を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、日曜日並びに毎月の第二及び第四土曜日等四週間につき二の土曜日は勤務を要しない日とし、勤務時間は、月曜日から金曜日まで及び勤務を要しない日以外の土曜日において割り振ることとする。ただし、各庁の長は、特別の勤務に従事する職員については、勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。

二、各庁の長は、勤務を要しない日に特に勤務させる必要がある場合には、かわりの日を勤務を要しない日として休ませることができることとする。

三、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

二九ページ参照

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和六十三年八月四日付けの給与改定に関する勧告及び同日付けの寒冷地手当に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与及び寒冷地手当について人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正

(一) 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を引き上げる（諸手当の改定を含め平均二・三五％、六、四七〇円）。

(二) 諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十四万六千円（現行二十三万九千円）に引き上げる。

2 扶養手当について、子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を満十八歳に達する日以後の最初の三月三

十一日までとし、配偶者に係る支給月額を一万六千円（現行一万五千円）に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万五百円（現行一万円）に引き上げる。

3 住居手当について、月額二万五百円を超える家賃を支払っている職員に係る二分の一加算限度額を一万五千円（現行八千五百円）に引き上げる。

4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を月額二万六千四百円（現行二万五千八百円）に引き上げる。なお、毎月の第二及び第四土曜日を行政機関の休日とすることに伴い、さらにこの限度額を二万八千七百円に引き上げる。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

最近における暖房用燃料価格の動向等を踏まえ、寒冷地手当の基準額に加算する額について、北海道に在勤する職員にあっては、支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じて改定し、その他の地域に在勤する職員にあっては、その限度額を改定し、それぞれ約三六・八%引き下げる。

三、施行期日

(一) 一般職の職員の給与等に関する法律の改正規定については、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。ただし、扶養手当の扶養親族要件の改正規定は、昭和六十四年四月一日から、また、毎月の第二及び第四土曜日を行政機関の休日とすることに伴う非常勤職員の手当の支給限度日額の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

(二) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正規定については、昭和六十四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与及び寒冷地手当についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、まず、給与につきましては、全俸給表の全

俸給月額を本年四月一日から引き上げるとともに、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当等を改定し、合わせて平均二・三五%の改善を行おうとするものであります。

また、寒冷地手当につきましては、最近における暖房用燃料価格の動向等を踏まえ、北海道等に在勤する職員に対して支給される寒冷地手当の基準額に加算する額につきまして、来年度から約三七%の引き下げを行おうとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川

委員より、一般職職員給与法及び寒冷地手当法改正案に対し、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正規定を削除することの修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、高鳥総務庁長官から反対である旨の発言がありました。

次いで、討論の後、三法律案並びに修正案につきまして、順次採決の結果、一般職職員給与法及び寒冷地手当法改正案は、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、特別職職員給与法等修正案並びに防衛庁職員給与法修正案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法及び寒冷地手当法改正案に対し、寒冷地手当に関する附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(閣法第一四号)

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額を百八十三万五千元(現行百七十九万二千元)、国務大臣等の俸給月額を百三十三万八千元(現行百三十万七千元)、内閣法制局長官等の俸給月額を百二十七万九千元(現行百二十四万九千元)に引き上げ、その他政務次官以下の俸給月額を百九万千元から九十四万八千元(現行百六万五千元から九十二万六千元)の範囲内で引き上げる。

二、大使及び公使の俸給月額を百二十七万九千元から八十四万二千元(現行百二十四万九千元から八十二万二千元)の範囲内で引き上げる。

三、秘書官の俸給月額を四十二万八千六百円から二十一万千円(現行四十一万九千円から二十万六千円)の範囲

内で引き上げる。

四、委員会の常勤委員の日額手当の支給限度額を四万七千円(現行四万五千九百円)に、非常勤委員の日額手当の支給限度額を二万六千四百円(現行二万五千八百円)にそれぞれ引き上げる。なお、毎月の第二及び第四土曜日を行政機関の休日とすることに伴い、さらにこの限度額をそれぞれ五万千円及び二万八千七百円に引き上げる。

五、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百八万千円(現行百五万五千元)に引き上げる。

六、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。ただし、毎月の第二及び第四土曜日を行政機関の休日とすることに伴う委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行する。

委員長報告

三二ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表の俸給月額を平均二・三%、自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均二・七%それぞれ引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を七万三千三百円（現行六万八千五百円）に引き上げる。
- 三、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

委員長報告

三二一ページ参照

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第一百二回国会閣法第七号）

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

- 一、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い、必要となる自衛官の定数を確保するため、海上自衛隊については二百九十五人増員して四万六千八十五人に、航空自衛隊については二百二十四人増員して四万七千五百五十六人に、統合幕僚会議については四人増員して百六十人とし、合わせて五百二十三人増員することにより、全体としての自衛官定数を二十七万三千八百一人とする（防衛庁設置法の一部改正）。
- 二、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を千五百人増員することにより、全体としての予備自衛官の員数を四万七千九百人とする（陸上自衛隊については三千人増員して四万六千人に、海上自衛隊については三百人増員して千百人に、航空自衛隊については二百人増員して八百人とする）（自衛隊法の一部改正）。
- 三、航空自衛隊の有効な機能発揮及び効率的な隊務運営の

ため、飛行教育集团、輸送航空団、保安管制気象団及び術科教育本部を廃止し、新たに航空支援集団、航空教育集团及び航空開発実験集団を設置するとともに、これに伴う関連規定の整備を行う（自衛隊法の一部改正）。

四、本法律は、公布の日から施行する。ただし、航空自衛隊の組織改編に関する規定は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第一百十二回国会に提出され、衆議院において継続審査となっていたものでありまして、その内容は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び日米防衛協力の推進等に伴い必要となる自衛官の定数を確保するため、海上自衛隊二百九十五人、航空自衛隊二百二十四人、統合幕僚会議四人、合わせて五百二十三人増加することにより、自衛官の総定数を二十七万三千八百一人とすること。第二に、

自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を千五百人増加することにより、予備自衛官の総数を四万七千九百人とすること。第三に、航空自衛隊の有効な機能発揮及び効率的な隊務運営のため、飛行教育集团、輸送航空団、保安管制気象団及び術科教育本部を廃止し、新たに航空支援集団、航空教育集团及び航空開発実験集団を置くこととするものであります。

委員会におきましては、竹下内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重な審査が行われました。

質疑の主な内容は、自衛官及び予備自衛官増員の理由、予備自衛官制度のあり方、航空自衛隊の組織改編のメリックト、防衛費及び次期防衛力整備のあり方、非核三原則をめぐる諸問題のほか、朝鮮半島情勢を初め現下の国際情勢に対する認識、潜水艦と遊漁船の衝突事故に関する問題等でありましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、自由民主党を代表して板垣理事より賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員より反対、民社党・

国民連合を代表して柳澤委員より賛成、日本共産党を代表して吉川委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案（第百十二回国会閣法第八二号）

要旨

本案は、行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、行政に対する信頼性の確保を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、本法律は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

二、行政機関は、所掌事務を遂行するため必要な限度において、かつ、できる限り目的を特定して個人情報ファイルを保有することとし、総務庁長官は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示する。

また、行政機関の長は、個人情報の安全及び正確性を確保するよう努めなければならないとともに、個人情報原則として個人情報ファイルの保有目的以外の目的のために利用し、または提供してはならない。

三、行政機関の長は、本人から、個人情報の開示請求があったときは、原則として、これを開示することとし、訂正等の申し出があったときは、調査し、その結果を通知する。

四、法施行の統一性を確保するため、総務庁長官は、資料の提出及び説明を求め、意見を述べることができる。

五、統計法に基づく統計調査によって集められた個人情報及び統計報告調整法に基づく統計報告の徴集によって得られた個人情報については、本法律の規定は、適用しない。

六、地方公共団体及び特殊法人が個人情報の電子計算機処

理を行う場合には、国の施策に留意しつつ、所要の措置を講ずるよう努めなければならない。

七、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、個人情報の開示及び訂正等に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

二九ページ参照

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案（第一百二回国会閣法第八三号）

要旨

本案は、最近における社会経済情勢の変化に即応し、統計行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る秘密の保護を図る等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、指定統計調査以外の統計調査（届出統計調査及び統計

報告の徴集）の結果知られた秘密に属する事項についても、指定統計調査と同様に、その秘密は、保護されなければならないとするともに、これらの統計調査によって集められた調査票等は、原則として、統計上の目的以外に使用してはならない。

二、指定統計調査、届出統計調査及び統計報告の徴集の実施者は、調査票等を適正に管理するための必要な措置を講じなければならない。

三、地方公共団体は、届出統計調査によって集められた調査票等の適正な使用及び管理に努めなければならない。

四、その他統計調査の運営上必要な規定の整備を行う。

五、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

二九ページ参照

○地方行政委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
12	地方自治法の一部を改正する法律案	衆	三、九、三	付託 三、九、三 (子) 可決 三、三、八 可決 三、三、九	付託 三、九、三 可決 三、二、八 可決 三、二、八	

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）

要旨

本法律案は、公務の効率的な運営を図りつつ週休二日制を実施するため、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を条例で定めるところにより地方公共団体の休日とする制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方公共団体の休日は、条例で、次に掲げる日について定めるものとする。
 - (一) 日曜日及び条例で定める土曜日
 - (二) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (三) 年末又は年始における日で条例で定めるもの
- 二、地方公共団体の行政庁に対する申請、届け出等の期限が地方公共団体の休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 三、地方公共団体が一(一)の土曜日を定める場合には、当分の間、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めなければならない。
- 四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、一の条例が制定施行されるまでの間は、地方公共団体の休日は、この法律の施行の際現に休日とされて

いる日によるものとする経過措置が講じられている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国の行政機関と並んで地方公共団体についても、公務の円滑な運営を図りつつ週休二日制を推進するため、土曜閉庁方式を導入しようとするものであり、日曜日、国民の祝日等と合わせて、毎月の第二土曜日または第四土曜日を条例で定めるところにより地方公共団体の休日とする制度を設けること、また、地方公共団体の行政庁に対する申請、届け出等の期限の特例について必要な措置を講ずることとするほか、本改正規定による地方公共団体の休日に関する条例が制定施行されるまでの間について所要の経過措置を定めること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方公共団体の土曜閉庁の進め方、実施時期、行政サービス水準を下げない方策等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方公共団体の土曜閉庁の積極的な推進を図るための措置等に関し五項目の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
11	裁判所の休日に関する法律案	衆	三、九三	付委員会 託議決 三、九三 可決 三、二八 可決 三、二九	付委員会 託議決 三、九三 可決 三、二八 可決 三、二八	
16	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、三三	(予) 二、三三 可決 二、三〇 可決 二、三二	二、三三 可決 二、三〇 可決 二、三〇	
17	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、三三	(予) 二、三三 可決 二、三〇 可決 二、三二	二、三三 可決 二、三〇 可決 二、三〇	

裁判所の休日に関する法律案（閣法第一一号）

要旨

本法律案は、裁判所においても週休二日制を推進するため、土曜閉庁方式を導入するための法整備を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に、毎月の第二及び第四土曜日を加えた日を裁

判所の休日と定め、裁判所の執務は原則として行わないものとする。なお、必要に応じて裁判所が権限を行使することを妨げるものではないことを明示する。

二、司法行政に関する事項についての裁判所に対する申し立て、届け出等の行為の期限が裁判所の休日に当たるときは、特段の定めのある場合を除き、その翌日をもって期限とみなす等、裁判所の休日に関して所要の法整備を行う。

三、検察審査会の休日について、裁判所の休日と同様の法

整備を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所の休日に関する法律案につきましまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、裁判所において土曜閉庁方式による週休二日制を実施するため、従来から休日として扱われている日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に、毎月の第二及び第四土曜日を加えた日を裁判所の休日と定め、その日には裁判所の執務を原則として行わないものとするほか、これに伴い、裁判所に対する申し立て、届け出等の行為の期限及び期間計算に関して特例を設け、また、検察審査会の休日を裁判所の休日と同様に定めるなど、所要の法整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、土曜閉庁方式を導入する必要性、裁判所における執務体制のあり方、土曜閉庁と国民の裁判を受ける権利との関係等につきましまして質疑が行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、下稲葉理事より、土曜閉庁に対処するための執務体制のあり方等に関する自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官

の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十三年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官及び検察官の給与の区分の立て方と一般の政府職員の給与との対応関係、初任給調整手当の見直し、裁判官の昇給の運用等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、両法律案を順次採決した結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。

三、以上の改定は、昭和六十三年四月一日にさかのぼって

行う。

委員長報告

前ページ参照

○大蔵委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

1	番号	件名	提出者	予備送本院へ提	参議院	衆議院	備考
		昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (六三、七二七)	付月日 六三、七二七	付託 六三、七二七 (予)可決	付託 六三、七二七 (予)可決	
			(月日)	出月日 六三、七二七	本院議決 六三、七二七 (予)可決	本院議決 六三、七二七 (予)可決	

昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、昭和六十三年分の所得税について、その負担を軽減する等のため、所得税法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、昭和六十三年分の所得税について、現行十二段階の税率（最低税率一〇・五％、最高税率六〇％）を課税総所得金額等の額に応じて、六段階の税率（最低税率一〇％、

最高税率六〇％で税率の刻みは一〇％）に改正することとし、これに伴い、給与等に係る源泉徴収の特例等の規定を設ける。

二、家内労働者等の昭和六十三年分の事業所得等の計算上、必要経費の最低保障（五十七万円）を設ける。

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度における租税の減収見込額は約一兆三千億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、大蔵委員会における

審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十三年分の所得税について、その負担の軽減等を図るため、現行の十二段階の税率を、課税総所得金額等の額に応じて、最低一〇％から最高六〇％まで、一〇％刻みの六段階の税率に改めるとともに、家内労働者等についての必要経費について、五十七万円の最低保障を設けようとするものであります。

なお、本法律施行に伴う租税の減収額は、昭和六十三年度約一兆三千億円と見込まれております。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律案（第一百十二回国会閣法第三九号）

要旨

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受け、高等学校の多様化・弾力化等を図ろうとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、定時制課程及び通信制課程と連携できる技能教育施設の指定について、現在文部大臣が行っているものを都道府県の教育委員会が行うようにすること。
- 二、定時制課程及び通信制課程の修業年限について、現在「三年以上」であるものを「三年以上」にすること。
- 三、この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受け、高等学校の多様化、弾力化を図るため、定時制課程及び通信制課程の修業年限を現在の「三年以上」から「三年以上」に改める

とともに、これらの課程と連携できる技能教育施設について現在文部大臣が行っている指定を都道府県の教育委員会に行わせようとするものであります。

委員会におきましては、勤労青少年の負担過重と教育水準の低下を来さない修業年限の弾力化、技能連携制度の適正な運用、勤労青少年や障害児に対する修学奨励措置、定時制・通信制高校の教師の処遇、単位制高校のあり方とその条件整備、学校教育と生涯学習の関係等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を終局することを決定いたしました。

討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して粕谷委員より反対の討論が、自由民主党を代表して林委員より賛成の討論が、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論がそれぞれ行われ、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、学級編制、教職員定数の改善等五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案（第百十二回国会
閣法第四五号）

要旨

本法律案は、臨時教育審議会及び教育職員養成審議会の
答申を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、教員
免許制度を改善しようとするものであり、その主な内容は
次のとおりである。

一、大学院修士課程修了程度を基礎資格とする「専修免許
状」を新設することにより、学部卒業程度を基礎資格と
する「一種免許状」、短期大学卒業程度を基礎資格とす
る「二種免許状」と併せ、普通免許状の種類を三種類に
改めること。

なお、これに伴い、高等学校の教諭の一級免許状、二
級免許状をそれぞれ専修免許状、一種免許状に改めると
ともに、小・中・盲・聾・養護学校及び幼稚園の教諭並
びに養護教諭の一級免許状、二級免許状をそれぞれ一種
免許状、二種免許状に改めること。

二、二種免許状を有する教員に、一種免許状取得の努力義
務を課すとともに、十五年間の教員在職年数のみで一級

免許状を取得できる特例措置を廃止し、大学等における
単位修得を義務付けることとする。

三、社会人を教員として活用するため、次の措置を講ずる
こととする。

1 学士の称号、担当教科の専門的知識・技能、社会的
信望等を有する者に対し、都道府県教育委員会が、任
命権者の推薦及び教育職員検定により「特別免許状」
を授与できる制度を創設すること。

なお、特別免許状は三年以上十年以内の範囲内で都
道府県教育委員会が定める期間、当該都道府県内での
み有効であることとする。

2 都道府県教育委員会の許可により、免許状を有しな
い者も、教科の領域の一部に係る事項等を担任する非
常勤講師として、授業等ができる制度を新設すること。

3 大学卒業後の免許状の取得を容易にするため、大学
が設置する一年間の「教職特別課程」で単位を修得し、
一種免許状又は専修免許状を取得することができるこ
ととする。

4 既に教職課程の認定を受けている大学が、教職課程
の認定のない大学において修得した単位を、教科に関

する専門教育科目の単位として個人ごとに認定できることとし、免許状の授与を受けようとする者は、その単位を含めて免許状の授与を受けることができることとする。

四、普通免許状を取得するために、大学において修得が必要な教職に関する専門教育科目等の単位数を引き上げること。

五、中学校または高等学校の普通免許状については、教育職員免許法に規定する免許教科のほかに、教育職員養成審議会の意見を聴いて、文部省令で定める免許教科についても授与できることとする。

六、以上の改正に伴い、教育職員検定により、他の種類の普通免許状を取得する要件についても、所要の改正を行うこと。

七、この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。ただし、大学等における最低修得単位数の引き上げについては、昭和六十五年度入学者から適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、教員の免許制度を改善しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、大学院修士課程修了者のための専修免許状を新設することにより、普通免許状の種類を三種類に改めること。第二に、社会人を教員として積極的に活用するため、専門的知識・技能、社会的信望等を有する者に特別免許状を授与する制度と、免許状を有しなくても非常勤講師として教科の領域の一部を担任することができる制度を創設すること。第三に、免許状を取得するために、大学において修得が必要な単位数を引き上げること、そのほか、二級免許状を所有する教員が十五年間の教員在職年数のみで一級免許状を取得できる特例措置を廃止すること、大学卒業者が免許状を取得しやすくするため、大学での一年間の教職特別課程で免許状を取得できる制度を創設することなどであります。

委員会におきましては、専修免許状について新設の是非と処遇上の扱い、特別免許状や非常勤講師制度の運用方針等社会人活用のあり方、「大学における教員養成の原則」と「開放制の原則」の堅持の必要性、教員養成大学の整備

充実策、その他、文部行政のあり方に関する諸問題について熱心な質疑が行われました。また、参考人の意見も聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局を決した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して粕谷委員より反対、自由民主党を代表して林委員より賛成、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論がそれぞれ行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、教職員の協力体制の支障にならないような運用の必要性など六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（第百十二回国会閣法第四六号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、著作隣接権の保護期間を現行の二十年から三十年に延

長すること。

二、国内のレコード製作者が外国製のレコードの原盤の提供を受けて作成した商業用レコードを他の者が複製・頒布することを処罰できる期間について、現行の二十年を三十年に延長すること。

三、著作権等を侵害する行為によって作成されたビデオソフト等のいわゆる海賊版を海賊版と知りながら頒布の目的をもって所持する行為について、著作権を侵害する行為とみなし、罰則の対象とすること。

四、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、実演、レコード等の著作隣接権の保護期間を現行の二十年から三十年に延長するとともに、ビデオソフト等の海賊版を頒布の目的をもって所持する行為を著作権の侵害とみなすものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するととも

に、著作隣接権の保護期間のあり方、近年の複写複製機器の発達に伴う新たな課題、視聴覚障害者が著作物を適切に利用するための方策、著作権思想の普及などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、隣接権条約への早期加入など六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

2	国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）	4	国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）
衆			
	六三、七二三		
	六三、七二三 (予)		
	六三、七二三		
六三、七三、四 内閣から節約等の措置を講ずることにより裁定を実施し得る見込みが明らかになった旨の通知があった。		一〇、四 衆議院から自然消滅となった旨の通知があった。	

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案（第百八回国会
閣法第九〇号）

要旨

本法律案は、後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）のまん延の防止を図るため、エイズの伝染の防止その他その予防に關し所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、感染者が血液凝固因子製剤の投

与により感染したと認められる場合には、医師の都道府県知事への報告を要しないとするとともに、健康診断の勧告は医師からの通報があった場合に限ること、質問は健康診断の勧告等を行おうとする場合に限ることのほか、国等の責務等に関する修正がなされている。

一、目的

この法律は、エイズの予防に關し必要な措置を定めることにより、そのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とすること。

二、国等の責務

1 エイズの予防に必要な施策、教育活動等を通じた（衆議院修正により追加）知識の普及等について国及び地方公共団体の責務を規定し、国及び地方公共団体は、患者等の人権の保護に留意しなければならないこととする。

2 国及び地方公共団体は、エイズに関する施策が総合的かつ円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこととする（衆議院修正）。

3 患者等の人権が損なわれないようにすること等の国民の責務、エイズの予防に関する医師の責務を定めること。

なお、感染者の遵守事項を定めること。

三、医師の指示及び報告

医師は、その診断に係るエイズ感染者またはその保護者に対し、エイズの伝染の防止に必要な指示を行い、当該感染者の年齢及び性別、感染原因等を都道府県知事に報告しなければならないこと。

ただし、当該感染者が血液凝固因子製剤の投与により感染したと認められる場合には、報告を要しないことと

すること（衆議院修正）。

四、医師の通報

1 医師は、その診断に係る感染者が医師の指示に従わず、かつ、多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあると認めるときは、その旨並びに当該感染者の氏名及び居住地等を都道府県知事に通報するものとする。

2 医師は、その診断に係る感染者にエイズの病原体を感染させたと認められる者がさらに多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあることを知り得たときは、その旨並びにその者の氏名及び居住地等を都道府県知事に通報することができること。

五、都道府県知事の健康診断の勧告等

1 都道府県知事は、四の2の通報に係る者に対して、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきことを勧告できること（衆議院修正）。

2 都道府県知事は、1の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受ける

べきことを命ずることができること。

六、都道府県知事の指示等

1 都道府県知事は、四の1の通報若しくは五の2の健康診断により確認された感染者またはその保護者に対して、エイズの伝染の防止に関し必要な指示を行うことができること。

2 都道府県知事は、健康診断の勧告、健康診断の命令または必要な指示を行おうとするときは、当該職員に必要な質問をさせることができること（衆議院修正）。

七、罰則

医師、公務員等の職務上知り得た秘密の漏えい、五の2の健康診断命令に対する違反及び六の2の質問に対する虚偽の答弁について、所要の罰則を設けること。

八、出入国管理及び難民認定法の一部改正

多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあるエイズ感染者は、当分の間、本邦に上陸することができないこととする。

九、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案は、医薬品に混入したエイズウイルスによる健康被害の救済を図るため、医薬品副作用被害救済制度による給付に準じた給付の事業を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせるものであります。

次に、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案は、エイズのまん延の防止を図るため、エイズの伝染の防止その他その予防に関し所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、第一に、予防に必要な施策、教育活動等を通じた知識の普及、研究の推進等に関する国等の責務及び患者等の人権の保護について規定すること、第二に、感染源の把握及び二次感染の防止に関し、血液凝固因子製剤による感染者を除く都道府県知事への報告、感染者が医師の指導に従わない等公衆衛生上特に問題が生ずる場合の医師の通報、都道府県知事の健康診断の勧告及び命令、指示等を規定すること、第三に、医師、公務員その他の関係者に守

秘義務を課すこと、第四に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正し、エイズに関する出入国管理上の措置について規定すること等であります。

委員会におきましては、両案を一括して審議を進め、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案について参考人からの意見聴取を行うとともに、法案の必要性と効果、感染者等の人権擁護、感染者の潜在化、血液製剤による感染者への対応、我が国の血液行政等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案について、日本社会党・護憲共同山本理事、公明党・国民会議中西理事及び日本共産党沓脱委員よりそれぞれ反対、自由民主党宮崎理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、まず、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案につ

いて諮りましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上御報告申し上げます。

医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、医薬品に混入したエイズウイルスによる健康被害の救済を図るため、その救済のための給付を医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基金は、当分の間、医薬品に混入したエイズウイルスによる健康被害の迅速かつ円滑な救済を図るため、厚生大臣の認可を受けて、救済のために必要な事業を行う者から委託を受けて医薬品副作用被害救済制度に準じた給付の事業を行うことができることとする。

二、租税その他の公課は、基金が行う給付として支給を受

けた金銭を標準として課することはできないこと。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

五七ページ参照

○農林水産委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				付託	議決	本議決	付託	議決	本議決	
7	畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、九三	三、二三	可決	三、二六	三、二三	可決	三、二八	衆本会議趣旨説明 三、二三 参本会議趣旨説明
8	肉用子牛生産安定等特別措置法案	〃	九三	二、二三	可決	二、二六	二、二三	可決	二、二八	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	送本院へ提出月日	参議院			衆議院			備考
					付託	議決	本議決	付託	議決	本議決	
3	遊漁船業の適正化に関する法律案	農林水産委員長 (六三、二、八)	六三、二、九	六三、二、八	三、二、九 (予)	可決	三、二六	三、二六	可決	六三、二、八	
4	果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案	田中恒利君 外四名 (二、一九)	三、一〇		三、一〇 (予)				六三、三、一〇	継続審査	

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第七号)

要旨

本法律案は、近年の牛肉の輸入をめぐる事情の変化に対処して、国産牛肉を引き続き畜産振興事業団の価格安定操作の対象としてその価格の安定を図りつつ、事業団の業務及びその実施方法等について所要の見直しを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入に係る牛肉等に関する規定の改正

事業団が行う買い入れ、売り渡し等の業務の対象から輸入に係る牛肉等を除外することとともに、牛肉の輸入についての事業団の一元的な運営機能に関する規定を削除することとする。

二、事業団の業務の追加

畜産経営の改善等に資するため、事業団の業務の範囲に、主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供の業務を追加することとする。

三、指定助成対象事業についての補助の限度の廃止

指定助成対象事業についての補助の機動的な実施に資

するため、その補助等に要する経費として事業団が政府からの交付金に係る資金から支出することができ、額の限度に関する規定を削除することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化に対処して、畜産振興事業団が輸入牛肉についての買い入れ、売り渡し等の業務を行わないこととともに、これに伴う所要の規定の整理等を行おうとするものであります。

また、肉用子牛生産安定等特別措置法案は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、畜産振興事業団に肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに、同交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取

するとともに、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、畜産をめぐる諸情勢の変化、保証基準価格の水準及び算定方法、牛肉の自由化決定が我が国畜産に与える影響、肥育経営の安定対策、生産コストの低減、国境措置のあり方、牛肉需給の見通し、畜産物の安全性等でありますが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、肉用子牛生産安定等特別措置法案について、日本共産党を代表して諫山委員より修正案が提出されましたが、本修正案は予算を伴うものでありましたので、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取いたしましたところ、佐藤農林水産大臣より、政府としては反対である旨

の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、まず、修正案は賛成少数をもって否決され、肉用子牛生産安定等特別措置法案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、両法律案に対し、九項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、遊漁船業の適正化に関する法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資するため、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し、遊漁船業の健全な発達を図るための措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

肉用子牛生産安定等特別措置法案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、畜産振興事業団に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とするものである。その主な内容は次のとおりである。

一、畜産振興事業団は、都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「都道府県協会」という。）が、肉用子牛の生産者に交付する生産者補給金に充てるため、当該都道府県協会に対し、生産者補給交付金を交付することとする。

二、生産者補給交付金の金額は、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定める保証基準価格から肉用子牛の

平均売買価格を控除した金額を基礎に算定することとする。

この場合、平均売買価格が、肉用子牛生産の合理化により実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として定める合理化目標価格を下回るときは、都道府県協会の生産者積立金から生産者補給金の一部を交付することとする。

三、牛肉及び特定の牛肉調製品に係る関税収入を、生産者補給交付金等に充てるための畜産振興事業団への交付金の交付並びに繁殖、育成及び肥育を通ずる肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化等に資する施策の実施に要する経費に充てるための特定の財源とすることとする。

四、畜産振興事業団の財務及び会計については、生産者補給交付金等の交付の業務についての区分経理等所要の措置を講ずることとする。

五、畜産振興事業団による生産者補給交付金等の交付は、昭和六十五年度から、牛肉等に係る関税収入についての特別措置は、昭和六十六年度から実施することとする。

なお、昭和六十五年度の生産者補給交付金等の財源として、本年度から昭和六十五年度までの間の畜産振興事

業団の輸入牛肉差益の一部を充てることとする。

委員長報告

六一ページ参照

遊漁船業の適正化に関する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、遊漁船業の届け出

遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所ごとに、都道府県知事に所定事項を届け出なければならぬこととする。

二、気象情報の収集等

遊漁船業者は、気象情報を収集し、営業所ごとに利用者名簿を備え置かなければならないこととするともに、都道府県知事は、農林水産省令で定める遊漁船業者の遵守事項を遵守していない者に対して改善命令を出すこと

ができることとする。

三、全国遊漁船業協会

農林水産大臣は、遊漁船業の健全な発達を図ることを目的として設立された公益法人を全国に一を限って全国遊漁船業協会として指定するとともに、同協会が定める適正営業規程に従って営業する遊漁船業者は、その登録を受け、一定の様式の標識を掲示することとする。

四、遊漁船業団体

都道府県知事は、遊漁船業者等を構成員とする営利を目的としない法人であって、遊漁船業者に対する指導等を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、遊漁船業団体として指定することができることとする。

委員長報告

六一ページ参照

○逋信委員会

NHK決算（一件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
	（第百十二回国会）	三、二三			
	付託委員会	三、七九	参議院	衆議院	
	議決委員会				
	議決本会議				
	付託委員会	三、七九	参議院	衆議院	
	議決委員会				
	議決本会議				
	備考	百十二回国会未了			

○決算委員会

決算その他（六件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	議決	本院	付託	議決	本院	
昭和六十年一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	六二、三〇 (第百八回国会)	六二、七九	議決 第百十 二回国 会閉会 後	六三、七九 議決	六三、七九	議決 二、八	六三、二八 議決	百八回国会 未了 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 百十二回国会 統
昭和六十年国有財産増減及び現在額總計算書	六二、三〇 (第百八回国会)	七六	議決 第百十 二回国 会閉会 後	七九 議決	七九	議決 二、八	二、八 議決	百八回国会 未了 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 百十二回国会 統
昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	三二、六 (第百十二回国会)	六三、五二八	議決 第百十二回国 会閉会 後	七九 議決	七九	議決 二、八	二、八 議決	百十二回国会 大蔵大臣報告 統

防衛、海外援助に関する問題を初め、円高対策、貿易、雇用、公共事業、公害・環境に関する諸問題など行財政全般につきましまして熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

昭和六十三年五月二十七日質疑を終了し、討論に入りました。

議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する三項目の警告であります。

討論では、日本社会党・護憲共同を代表して菅野理事、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して佐藤委員、民社党・国民連合を代表して関委員から、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案については賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党を代表して大島理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案についても賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案につきましては、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

昭和六十年度決算にかかわる内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 総理府の元職員が、在職中、政府広報の発注に関連して、長年にわたり、発注業者から、多額の賄賂を收受したとして逮捕され、また、日本道路公団の理事及び畜産振興事業団の部長、あるいは地方公共団体の長をはじめとした幹部職員が、汚職事件で相次いで逮捕されたことは、行政に対する国民の信頼を揺るがせるものであり、厳しく指弾・追及されなければならない。

政府は、国民に直接施策等を伝える政府広報の使命にかんがみ、綱紀肅正を厳格に行い、また、特殊法人、地方公共団体に対しても、その再発防止に万全を期するよう指導に努めるべきである。

(2) 近年、情報化・国際化時代を背景とする事務所需要の著しい増大などを起因として、主に首都圏において地価の急激、かつ、異常な高騰が見られ、このためサラリーマンが住宅を求めることがますます困難になり、あるいは中小企業経営の存続に支障をきたすなど、国民生活に重大な脅威を与えていることは、極めて遺憾である。

政府は、土地税制の見直し、国土利用計画法に基づく

監視区域指定への迅速な対応、金融機関に対する土地関連融資の適正化の指導、現に地価が異常に高騰しつつある地域内の国公有地の公用、公共用等以外への売却の一定期間停止、不動産業者への適切な指導等を強力に推進し、さらに、宅地の大幅な供給に努めるとともに、市街化区域内農地に対する課税及び土地に関する権利のあり方、首都機能移転などについて検討を加え、全力をあげて地価の引き下げに実効ある対策を講ずべきである。

(3) 決算審査に対する政府の協力は、これまで必ずしも十分でなかったため、その都度本院で警告をしてきたにもかかわらず、依然として改善がみられないのは、遺憾である。

政府は、決算審査の重要性を一層認識し、質疑、資料の要求等については誠意ある対応をし、審査に支障を生じないよう万全を期すべきである。

次に、国有財産関係二件については、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
5	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (六三、二、二六)	六三、二、二七	六三、二、二七	六三、二、二七 (予) 可 六三、二、二三 決 可 六三、二、二三 決 可	六三、二、二七 (予) 可 六三、二、二三 決 可 六三、二、二三 決 可	
6	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案	議院運営委員長 (二三、一)	二三、二	二三、二	二三、二 (予) 可 二三、五 決 可 二三、五 決 可	二三、二 (予) 可 二三、五 決 可 二三、五 決 可	
7	国会に置かれる機関の休日に関する法律案	議院運営委員長 (二三、一〇)	二三、一〇	二三、一〇	二三、一〇 (予) 可 二三、三 決 可 二三、三 決 可	二三、一〇 (予) 可 二三、三 決 可 二三、三 決 可	

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、議院外においても証人尋問ができることとするとともに、証人の保護を図るための規定を新設し、あ

わせて証人の証言等に関する規定の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、議院外における証人尋問に関する規定の整備

証人の重要性、健康状態等を考慮の上、議院外の指定する場所に証人の出頭を求め、又はその現在場所で証言を求めることができるようにすること。

二、証人の保護に関する規定の整備

- (一) 証人を召喚するに当たっては、一定の猶予期間をおくとともに、あらかじめ尋問事項等を通知しなければならぬこととするほか、書類の提出を求めるときは、提出拒否権等を告知すること。
 - (二) 証人は補佐人を選任することができることとし、この補佐人については、弁護士を原則とすること。
 - (三) 証人に対する尋問中の撮影は許可しないこととする。
 - (四) 偽証罪の告発を行うには、出席委員の三分の二以上の多数による議決を要することとする。
 - (五) 証人の証言拒絶権の告知、尋問事項の制限、その他の証人の保護に関する規定を設けること。
- 三、その他
- (一) 証言拒絶等に関して準用している民事訴訟法の規定を刑事訴訟法の規定にならって改めること。
 - (二) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。本法律案は、議院外においても証人尋問ができるようにするとともに、証人の保護を図るための規定を新設し、あわせて証言等に関する規定の整備を行うとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、第一は、病気等の理由で議院に出頭することが困難な場合であっても、証言を求めることが必要なときは、院外においても証人尋問ができるよう、所要の規定を設けたことであります。第二は、証人の保護を図るための諸規定を整備したこととあります。まず、証人の喚問に当たりましては、一定の猶予期間を置くとともに、あらかじめ尋問事項等の通知を行うこととしております。次に、証言を求めるに当たりましては、証言拒絶権等の告知、補佐人制度、尋問事項の制限、尋問中の撮影の禁止の規定を設けております。その他、証人の保護を図る措置といたしまして、証人等の被害についての給付、告発要件の加重、証人威迫に対する処罰等の規定を設けております。また、証言拒絶権等の規定を整備しております。

なお、本法律案は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することといたしております。

委員会におきましては、提出者の三塚衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、原案のとおり可決すべきものと多数をもって決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案は、国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資するため、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏の保持を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、適用地域

1 「国会議事堂等周辺地域」とは、東京都千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及び二丁目の区域、及び衆議院または参議院に議席を有する政

党の主たる事務所及びその周辺地域のうち内閣総理大臣が指定した地域とすること。

この政党事務所周辺地域については、当該政党の申し出に基づき衆議院議長または参議院議長の要請により、内閣総理大臣が、静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて指定するものとする。

2 「外国公館等周辺地域」とは、外国の使節団等の公館、条約において不可侵とされる外国政府等の事務所、外国の元首、大臣等一定の要人の所在する場所及びこれらの周辺地域のうち外務大臣が指定する地域とすること。

二、地域の指定と解除

1 内閣総理大臣または外務大臣は、指定地域については、その必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除しなければならないものとする。

2 内閣総理大臣または外務大臣は、これらの地域の指定及び指定の解除に当たっては、あらかじめ、国家公安委員会と協議しなければならないものとする。

3 これらの地域の指定及び指定の解除を行ったときは、その旨等を官報で告示しなければならないものとする。

こと。

三、拡声機の使用の制限

何人も、次の場合を除いては、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域において、当該地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用してはならないものとする
こと。

(一) 公職選挙法の定めるところにより選挙運動または選挙における政治活動のためにする拡声機の使用

(二) 災害、事故等の発生時における人命、身体または財産に対する危害防止のためにする拡声機の使用

(三) 国または地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

四、違反に対する措置及び罰則

1 警察官は、本法に違反して拡声機を使用している者があるときは、その者に対し、拡声機の使用をやめるべきこと等当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

2 警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処するものとする。

五、適用上の注意及び施行期日

- 1 本法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。
- 2 本法の規定は、法令の規定に従って行われる請願のための集団行進について何らの影響を及ぼすものではないこと。
- 3 本法は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資するため、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏の保持を図ろうとするものであります。

まず、本法によって規制を行う地域について申し上げますと、その第一は、国会議事堂の周辺地域であります。千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及

び二丁目の区域がこれに含まれております。

第二は、衆議院または参議院に議席を有している政党の主たる事務所及びその周辺地域であります。これら政党事務所周辺地域につきましては、当該政党の申し出に基づいて衆議院議長または参議院議長が要請し、内閣総理大臣が、期間を定めて、規制できる地域を指定することとしております。

第三は、外国の使節団等の公館、条約において不可侵とされる外国政府等の事務所、外国の元首、大臣等一定の要人の所在する場所及びこれらの周辺地域であります。これらの地域につきましては、外務大臣が、期間を定めて、規制できる地域を指定することができることとしております。内閣総理大臣または外務大臣がこれらの地域を指定するに当たっては、国家公安委員会と協議すること、指定された区域及び期間は官報をもって告示すること、また、指定の解除についても同様な措置をとることといたしております。

次に、本法による規制措置について申し上げますと、これらの地域におきましては、何人も地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用してはならないものとし、警察官

はその違反者に対し、拡声機の使用をやめるべきこと等を命ずることができることといたしております。この命令違反者に対しては、六カ月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処するものとするものといたしております。

ただし、これらの規制は、公職選挙法の定めるところによる選挙運動または選挙における政治活動、災害、事故等の発生時における人命、身体または財産に対する危害防止及び国または地方公共団体の業務の遂行のための拡声機の使用につきましては、これを適用しないことといたしております。

このほか、本法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとするともに、法令の規定に従って行われる請願のための行進について何らの影響を及ぼすものではないとの規定を設けております。

なお、本法は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することといたしております。

以上が本法案の主な内容であります。

委員会におきましては、提出者の三塚衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、原案のとおり可決すべき

ものと多数をもって決定いたしました。

なお、本案に対し、本法が国民の基本的人権に深くかかわるものであることにかんがみ、拡声機の使用制限については、国民の権利を不当に侵害しないよう慎重に行うべきである旨の附帯決議を行っております。

以上、御報告申し上げます。

国会に置かれる機関の休日に関する法律案（衆第七号）

要旨

本法律案は、国会に置かれる機関においても、土曜閉庁方式による週休二日制実施のため法整備を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国会に置かれる機関の休日

日曜日並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は原則として行わないものとする。ただし、これらの休日においても、当該各機関がその権限を行使し、またはその所掌事務を遂行すること

を妨げるものではないこと。

二、国会に置かれる機関

裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものを「国会に置かれる機関」とすること。

三、期限の特例

国会に置かれる機関に対する申し立てその他の行為の期限内で法令で規定する期間をもって定めるものが当該機関の休日に当たるときは、法令に別段に定めのある場合を除いて、その翌日をもってその期限とみなすこと。

四、施行期日

本法は、行政機関の休日に関する法律の施行の日（政令で定める日）から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。本法律案は、国会に置かれる機関においても、先に決定されております行政機関、裁判所及び地方公共団体と同様

に、土曜閉庁方式による週休二日制を実施しようとするものであります。

本法により休日といたしますのは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院の事務局及び法制局、その他法令に基づき各議院に置かれる機関であります。これら国会に置かれる機関につきましては、日曜日並びに国民の祝日等に加え、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を休日とし、当該各機関の執務は原則として行わないものとするほか、これに伴う期限の特例について所要の規定を設けております。

なお、本法は、先般可決されております行政機関の休日に関する法律の施行の日から施行することとしております。委員会におきましては、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○ 科学技術特別委員会

本院議員提出法律案（一件）

108 2 国会	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送家へ提	出月日	付委員託会 六三、七一九	議委員会 議委員会 議本会 議本会	院	衆議院	院	備考
宇宙開発基本法案			塩出啓典君 外一 (六三、五二五)			六三、七一九	議委員会 議委員会 議本会 議本会	院	衆議院	院	

○税制問題等に関する調査特別委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1	税制改革法案	衆	六三、七元	付委員託会 議決 六三、三三 議決 六三、三三	付委員託会 議決 六三、三三 議決 六三、三三	
2	所得税法等の一部を改正する法律案	衆	七元	付委員託会 議決 二三 議決 二三	付委員託会 議決 二三 議決 二三	
3	消費税法案	衆	七元	付委員託会 議決 二三 議決 二三	付委員託会 議決 二三 議決 二三	
4	地方税法の一部を改正する法律案	衆	七元	付委員託会 議決 二三 議決 二三	付委員託会 議決 二三 議決 二三	
5	消費譲与税法案	衆	七元	付委員託会 議決 二三 議決 二三	付委員託会 議決 二三 議決 二三	
6	地方交付税法の一部を改正する法律案	衆	七元	付委員託会 議決 二三 議決 二三	付委員託会 議決 二三 議決 二三	
<p>衆議院 三、九三 衆本会議趣旨説明 一一五 （一、二、四号について） 渡辺美智雄君外一名修正案提出 一一六 右可決 一一三 参本会議趣旨説明 一一三</p>						備考

税制改革法案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針を明らかにし、かつ、簡潔にその全体像を示すことにより、改革についての国民の理解を深めるとともに、改革が整合性をもって、包括的かつ一体的に行われることに資するほか、改革の我が国の経済社会に及ぼす影響にかんがみ、国等の配慮すべき事項について定めようとするものである。

一、税制改革の趣旨

今次の税制改革は、国民の租税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることにより、均衡がとれた税体系を構築するために行われることとする。

二、税制改革の基本理念

今次の税制改革は、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、税制の簡素化を図ることを基本理念として行われることとする。

三、税制改革の方針

今次の税制改革は、所得課税において税負担の公平の確保を図るための措置を講ずるとともに、税体系全体としての税負担の公平に資するため、所得課税を軽減し、消費に広く薄く負担を求め、資産に対する負担を適正化すること等により、国民が公平感をもって納税し得る税体系の構築を目指して行われることとする。

四、消費税の創設

国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化等に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する。消費税は、事業者による商品の販売、役務の提供等の各段階において、課税の累積を排除する方式により、商品・サービスの価格に対し、三％の税率で課税することとする。

五、その他

所得税、法人税、相続税、贈与税及び個人住民税の負担の軽減・合理化等、消費税の創設に伴う既存の国・地方間接税の廃止・調整等、消費譲与税の創設、地方交付税の対象税目の追加及び今次の税制改革の実施時期等についての規定を設けている。

なお、本法律案について、衆議院で次の四点の修正が行われている。

一、国税に係る改革の実施時期のうち「昭和六十三年十月一日」を「この法律の施行の日及びその翌日」に、また、施行期日について「昭和六十三年十月一日」を「公布の日」に改める。

二、消費税の性格にかんがみ、事業者は、消費税を円滑かつ適正に転嫁することとともに、国は、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等の必要な施策を講ずることとする。

三、消費税になじみの薄い我が国の現状を踏まえ、昭和六十四年九月三十日までは、その執行に当たり、広報、相談及び指導を中心として弾力的運営を行うこととする。

四、中小事業者の消費税に係る事務負担等に配慮した免税措置、簡易課税制度等の諸措置について、消費税の仕組み等の定着状況等を勘案しつつ、その見直しを行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました六法律案につきまして、税

制問題等に関する調査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これら六法律案に係る今次の税制改革は、今後の高齢化社会の到来、経済・社会の一層の国際化を展望しつつ、国民の税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得・消費・資産等の間で均衡のとれた安定的な税体系を構築することを目指して行われるものであります。

これら六法律案の内容につきましては、既に本会議において趣旨説明が行われておりますので、簡単に申し上げます。

まず、税制改革法案は、今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針を明らかにするとともに、簡潔にその全体像を示し、改革が包括的、一体的に行われることを目的とするものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、所得税について税率の累進構造の緩和、基礎控除等の引き上げ、有価証券譲渡益の原則課税等を行い、法人税について税率の引き下げ、法人の土地取得に係る借入金利子の損金算入の制限等を行い、相続税について遺産に係る基礎控除の引き上げ等を行うことにより、これらの税の負担軽減・合理

化並びに税負担の公平の確保を図り、また、酒税について従価税率の廃止等簡素化を図り、同税及びたばこ消費税並びに印紙税について消費税との負担調整等を行うとともに、石油税について課税方式を恒久的に従量税化するほか、取引所税及び有価証券取引税について税率の引き下げ等を行うおうとするものであります。

次に、消費税法案は、広く消費に負担を求めめるため、消費税を創設することとし、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象として、税率を百分の三とし、課税の累積を排除するための仕入税額控除について、帳簿上の記録等に基づき計算する方式を採用するとともに、中小零細事業者の事務負担等に配慮して、事業者免税点、限界控除及び簡易課税制度等についての規定を設けるほか、物品税、砂糖消費税、トランプ類税、入場税、通行税の五税目を廃止しようとするものであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案は、個人住民税につき、所得税の改正と同様の趣旨から負担の軽減・合理化等所要の改正を行うこととともに、消費税の創設に伴い、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税、道府県

たばこ消費税、市町村たばこ消費税及び不動産取得税について負担の調整等を行うほか、電気税、ガス税及び木材引取税の三税目を廃止しようとするものであります。

次に、消費譲与税法案は、消費税の収入額の五分の一相当額を消費譲与税として都道府県及び市町村に譲与しようとするものであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方交付税総額の安定的確保を図るため、新たに消費税を地方交付税の対象税目に加えようとするものであります。

以上の六法律案は、去る七月二十九日国会に提出され、十一月十六日に衆議院から送付、同月二十一日の本会議及び本特別委員会において趣旨説明が行われました。

委員会におきましては、税制問題等に関する調査及び六法律案を議題として、総理、関係大臣等に対して質疑を行うとともに、公聴会を開催したほか、参考人から意見を聴取いたしました。

とくに、十二月六日及び七日には、リクルート問題等に関する件について証人から証言を聴取いたしました。

委員会における質疑については、今回の税制改革に対する強い国民的関心を背景に、各委員の質疑は終始熱心に行

われ、またその対象も広範多岐にわたり、かつ詳細な論議が展開されました。

その主な事項について申し上げますと、所得・消費・資産等の課税上のバランスのあり方、不公平税制是正に対する政府の取り組み姿勢、税率構造フラット化等による所得再配分機能喪失の懸念、国際的視野に立った法人税制のあり方、早急に消費税導入を図ることの理由と背景、実質的負担者の立場及び納税義務者の立場から見た消費税の仕組み、税率引き上げの歯止めについての考え方、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実現のための対策、消費税の執行に当たっての弾力的運営の具体的内容、消費税導入に伴う社会的弱者への対策、地方財政が被る減収額補てんの方策、地方自主財源の減少に伴う地方自治後退の懸念等についてであります。その詳細は会議録に譲ります。

十二月二十一日、質疑終局の動議が提出され、多数をもって可決されました。

質疑を終わり、直ちに六法律案を一括して採決の結果、いずれも多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革の一環として、所得税法、法人税法、相続税法、酒税法等を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所得税の負担の軽減・合理化

(一) 税率構造の見直しとして、税率を、十二段階（最低一〇・五％、最高六〇％）から五段階（最低一〇％、最高五〇％）に改める。

(二) 基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をおのおの三十万円（現行三十三万円）に引き上げる。なお、年齢十六歳から二十二歳までの扶養親族について一般の扶養控除に代えて四十五万円の控除を適用することとする。

また、配偶者特別控除の控除額を三十五万円（現行十六万五千元）に引き上げるほか、障害者控除等の特別な控除の引き上げ等の措置を講ずることとする。

(三) 内職所得者等について、必要経費の最低保障（五十万円）を認める。

二、税負担の公平の確保

有価証券譲渡益課税について、原則非課税から原則課税に改めた上、株式等の譲渡所得について、二〇%の税率による申告分離課税を行うこととし、選択により、譲渡代金の五%を所得とみなして二〇%の税率による源泉分離課税とすることができることとする。

その他、社会保険診療報酬の所得計算の特例について、所得税及び法人税の概算経費率制度を、その収入金額が五千万円を超える者には適用しないこととする縮減措置、法人の土地取得に係る借入金利子の損金算入制限措置等を講ずることとする。

三、法人税率の引き下げ等

普通法人の税率について、基本税率を二七・五%（現行四二%）に、中小法人の軽減税率を二八%（現行三〇%）にそれぞれ引き下げ、配当軽減税率を廃止する。

その他、受取配当等の益金不算入割合の縮減、外国税額控除制度の見直し等を行うこととする。

四、相続税の軽減・合理化等

相続税の課税最低限を二倍（相続人三人の場合、現行三千二百万円・改正案六千四百万円）に引き上げるとと

もに、税率の適用区分を拡大した上、最高税率を七〇%（現行七五%）に引き下げるほか、配偶者の負担軽減措置の拡充、障害者控除等の引き上げ等の措置を講ずることとする。また、贈与税について、相続税改正の関連において、税率の緩和等を行うこととする。

その他、養子縁組又は借入金による不動産取得による税負担回避行為に関する制限措置を講ずることとする。

五、既存間接税の見直し

酒税について、従価税の廃止、清酒及びウイスキー類に係る級別制度の廃止等酒税制度につき簡素合理化を図るとともに、各種酒類の税負担水準を見直し、酒類間の税負担格差を縮小した上、従量税率について消費税相当分の引き下げを行うこととする。また、たばこ消費税について、名称をたばこ税とし、課税方式を従量税方式に改め、現行税負担水準を維持しつつ消費税との負担の調整を行うこととするほか、石油税の課税方式の従量税化、取引所税及び有価証券取引税の税率引き下げ、印紙税の課税文書の一部廃止等の措置を講ずることとする。

本法律案について、衆議院で次の五点の修正が行われて

いる。

一、寝たきり老親を在宅で介護している場合の老人に係る控除額を百二十万円（現行八十万円・政府案九十万円）に引き上げることとする。

二、退職所得に係る退職所得控除額を引き上げることとし、その結果勤続年数三十年の勤労者の退職金の非課税限度額は千五百万円（現行千万円）に引き上げられることとなる。

三、創業者利益等株式の譲渡益の課税について、上場等の日以前に取得した株式等のうち同日以後一年以内に譲渡するものについては源泉分離課税の対象としないこととし、この場合において、上場等の日に所有期間が三年超の上場株式等を同日以後一年以内に譲渡した場合、当該譲渡益の二分の一に対し課税することとする。

四、株式等の譲渡益に対する所得税の課税のあり方について、利子課税のあり方の見直しと併せて見直しを行うこととする。

五、施行期日のうち、原則昭和六十三年十月一日としていたのを原則公布の日に改めることとする。

なお、本法律施行に伴う減収額は三兆八千四百四十億円、

うち所得税減税は二兆三千九百五十億円、相続税・贈与税減税は六千九百七十億円、法人税減税は一兆五千二百十億円であり、有価証券譲渡益課税の見直し等による課税の適正化等による増収額は七千九百九十億円と見込まれる。

委員長報告

八〇ページ参照

消費税法案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革の一環として、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課税の対象

国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象とする。

二、納税義務者

国内において行った課税資産の譲渡等については当該

譲渡を行った事業者、課税貨物については外国貨物を保税地域から引き取る者を納税義務者とする。

三、納税義務の免除

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が三千万円以下の者については、その課税期間中に行った課税資産の譲渡につき納税義務を免除する。

四、非課税取引等

土地の譲渡、資金の貸付け等のほか、一定の医療、社会福祉事業及び学校教育を非課税とし、輸取出引及び輸出類似取引を免税とする。

五、課税標準

課税資産の譲渡等についてはその対価の額、課税貨物についてはその引取価額とする。

六、税率

三％とする。ただし、昭和六十四年四月一日から三年間、一定の普通乗用自動車については六％とする。

七、仕入税額控除等

(一) 事業者が国内において課税仕入れを行った場合または課税貨物を引き取った場合には、帳簿または請求書等に基つき計算した課税仕入れ等の支払対価の額に百三分

の三を乗じた金額を仕入れに係る消費税額として、課税資産の譲渡等に係る消費税額から控除する。

(二) (一)の控除に関し、基準期間における課税売上高が五億円以下の事業者については、その選択により、課税資産の譲渡等に係る消費税額の八〇％（卸売業者は九〇％）を仕入れに係る消費税額とすることにより簡易に納付税額を計算する方法を認める。

(三) その課税期間における課税売上高が六千万円未満の事業者について、納付すべき税額の一部または全部を課税高に応じて軽減する限界控除制度を設ける。

八、申告、納付等

原則として、個人事業者にあつては、一月から十二月までの期間、法人にあつては事業年度を課税期間とし、課税期間終了後二カ月以内に申告し、納付する。また、中間申告及び納付の制度を設ける。

さらに、仕入れに係る消費税額等を控除した結果、控除不足額があるときは、その不足額に相当する消費税額を還付する。

九、その他

本法律は昭和六十四年四月一日以降の資産の譲渡等及

び外国貨物の引き取りについて適用するとともに、施行に当たり所要の経過措置を設ける。

なお、本法律施行による増収額は、平年度において、五兆四千四百二十五億円と見込まれており、地方譲与分は、平年度において、一兆八百八十五億円と見込まれる。

また、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十三年十月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

八〇ページ参照

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革の一環として、個人住民税について税率における累進度の緩和、基礎控除額等の引き上げ、有価証券譲渡益課税の見直し等を行うとともに、消費税の創設に伴い電気税の廃止等現行の間接税との調整を図る等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は

次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

(一) 税率の累進構造の緩和を図るため、両税を合わせた最低税率（五％）の適用範囲を拡大し、最高税率を一五％（現行一六％）に引き下げるほか、税率の適用課税所得区分を三段階（現行七段階）に簡素化する。

(二) 基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額をそれぞれ三十万円（現行二十八万円）に引き上げる。

(三) 年齢十六歳以上二十三歳未満の扶養親族である特定扶養親族については、扶養控除額を三十五万円とする。

(四) 配偶者特別控除について、適用要件である納税義務者の合計所得金額の限度額を千万円（現行八百万円）に引き上げるとともに、控除額を三十万円（現行十四万円）に引き上げる。

(五) 障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額及び勤労学生控除額をそれぞれ二十六万円（現行二十四万円）に引き上げる。

(六) 配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得要件を所得の種類にかかわらず、三十五万円（現行給与所得等三十三万円、給与所得等以外の所得十万円）

以下とする。

(七) 白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を配偶者である事業専従者については八十万円（現行六十万円）に、配偶者以外の事業専従者については四十七万円（現行四十五万円）に引き上げる。

(八) 資産所得の合算課税制度を廃止する。

(九) 障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額を合計所得金額百二十五万円（現行百万円）に引き上げるとともに、合計所得金額が当該金額を超えない寡夫を非課税の対象に加えることとする。

(十) 長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分に対しては、道府県民税二％、市町村民税五・五％の比例税率（現行その譲渡益の二分の一相当額を総合課税した場合の上積税額）により課税する。

(十一) 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例について、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分に対する道府県民税の税率を二％（現行二・五％）に引き下げる。

(十二) 所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に

行う株式会社等（株式、転換社債等をいう。）の譲渡による所得については、所得税において源泉分離課税を選択した場合を除き、他の所得と分離して六％（道府県民税二％、市町村民税四％）の税率により申告を通じて課税する。

二、事業税

白色申告者の事業専従者控除の控除限度額を配偶者である事業専従者については八十万円（現行六十万円）に、配偶者以外の事業専従者については四十七万円（現行四十五万円）に引き上げる。

三、不動産取得税

消費税の創設に伴い、新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を千万円（現行四百五十万円）に引き上げる。

四、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

(一) 消費税の創設に伴い、課税方式を従量税方式にすることとし、名称を「道府県たばこ税」及び「市町村たばこ税」に改めるとともに、税率を都道府県たばこ税千本につき千二百二十九円（現行従価割八・一％、従量割千本につき三百六十円）、市町村たばこ税千本につ

き千九百九十七円（現行従価割一四・三％、従量割千本につき六百四十円）とする。

(二) 旧三級品の紙巻たばこについて、道府県たばこ税の税率を千本につき五百三十六円に、市町村たばこ税の税率を千本につき九百四十八円とする。

(三) 税率等の特例措置を廃止する。

五、娯楽施設利用税

消費税の創設に伴い、名称をゴルフ場利用税に改め、課税対象施設をゴルフ場に限定し、標準税率を一人一日につき八百円（現行千五百円）に引き下げるとともに、ゴルフ場所在市町村に対する交付金の交付率を十分の七（現行二分の一）に引き上げる。

六、料理飲食等消費税

(一) 消費税の創設に伴い、名称を特別地方消費税に改めるとともに、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除の制度並びに奉仕料控除の制度を廃止し、遊興を伴う飲食等についても免税点を適用することとした上、免税点を宿泊等について一万円（現行五千元）、飲食等五千元（現行二千五百円）に引き上げる。

(二) 標準税率を三％（現行一〇％）に引き下げる。

(三) 領収証の交付義務等を廃止し、帳簿書類の保存に関する規定を設ける。

七、消費税の創設に伴い、電気税、ガス税及び木材引取税を廃止する。

八、本法律案の施行期日は、一の(一)のうち退職所得の分離課税に係る所得割に関する改正部分については昭和六十四年一月一日、一の(二)から(六)、(七)及び二については昭和六十五年四月一日、その他の改正部分は昭和六十四年四月一日である。

なお、本法律案は、衆議院において、有価証券譲渡益課税について、上場等の日に所有期間が三年を超える上場株式等を同日以後一年以内に譲渡した場合、当該譲渡益の二分の一に対し課税すること等の修正が行われている。

委員長報告

八〇ページ参照

消費譲与税法案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、消費譲与税の地方公共団体に対する譲与について必要な事項を定め、地方公共団体の財源の安定的な確保に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、消費税の収入額の五分の一に相当する額をもって消費譲与税とする。

二、消費譲与税の都道府県及び市町村への譲与の割合は、都道府県に対してはその十一分の六に相当する額、市町村（特別区を含む）に対してはその十一分の五に相当する額とする。

三、都道府県に対して譲与すべき消費譲与税は、その四分の一の額を国勢調査による人口で、他の四分の三の額を事業所統計による従業者数であん分して譲与するものとし、市町村に対して譲与すべき消費譲与税は、その二分の一の額を国勢調査による人口で、他の二分の一の額を事業所統計による従業者数であん分して譲与するものとする。

四、譲与基準の数値については、消費の態様その他の事情を参酌して補正することができるものとする。

五、消費譲与税は、毎年度七月、十月、一月及び三月に譲与するものとする。

六、国は、消費譲与税の譲与に当たっては、その用途について条件を付け、または制限をしてはならないものとする。なお、本法律案は、昭和六十四年四月一日から施行することとし、譲与の基準及び譲与時期ごとに譲与すべき額について、一定の期間、所要の経過措置を講ずるほか、関係法律について所要の規定の整備を行うこととする。

委員長報告

八〇ページ参照

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、今次の税制改革に伴い、創設される消費税を地方交付税の対象税目に加え、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ三二%並びに消費税（消費譲与税に係

るものを除く)の収入額の二四%をもって地方交付税とすることを内容とするものである。

なお、本法律案の施行期日は、昭和六十四年四月一日である。

委員長報告

八〇ページ参照

(4) 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	米の自由化反対に関する決議案	嶋崎均君 外八名	六三、九、一〇			可 六三、九、三 決	
2	リクルート疑惑等調査特別委員会設置に関する決議案	神谷信之助君 外一名	一〇、六	未	了		
3	議院運営委員長嶋崎均君解任決議案	市川正一君 外一名	一一、三	未	了		
4	税制問題等に関する調査特別委員長梶木又三君問責決議案	近藤忠孝君 外一名	一一、三	未	了		議運委で委員会審査省略要求否決 六三、一一、三
5	自治大臣梶山静六君問責決議案	諫山博君 外一名	一一、三				撤 一一、三 回
6	大蔵大臣竹下登君問責決議案	吉井英勝君 外一名	一一、三	未	了		
7	文部大臣中島源太郎君問責決議案	佐藤昭夫君 外一名	一一、三	未	了		
8	郵政大臣中山正暉君問責決議案	山中郁子君 外一名	一一、三	未	了		
9	労働大臣中村太郎君問責決議案	沓脱タケ子君 外一名	一一、三	未	了		議運委で委員会審査省略要求否決 一一、三
10	法務大臣林田悠紀夫君問責決議案	諫山博君	一一、三	未	了		
11	内閣総理大臣竹下登君問責決議案	上田耕一郎君 外一名	一一、三	未	了		

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
12	議院運営委員長嶋崎均君解任決議案	外 浜本万三君 一名	六三、二三	/	/	否 六三、二三 決	
13	郵政大臣中山正暉君問責決議案	外 大森昭君 一名	二三	未	了		議運委で委員会審 査省略要求否決 六三、二三
14	法務大臣林田悠紀夫君問責決議案	外 千葉景子君 一名	二三	/	/	否 二三 決	
15	文部大臣中島源太郎君問責決議案	外 粕谷照美君 一名	二三	未	了		
16	自治大臣梶山静六君問責決議案	外 佐藤三吾君 一名	二三	未	了		議運委で委員会審 査省略要求否決 二三
17	大蔵大臣竹下登君問責決議案	外 本岡昭次君 一名	二三				撤 一、二三 回
18	内閣総理大臣竹下登君問責決議案	外 野田哲君 一名	二三				撤 一、二三 回
19	税制問題等に関する調査特別委員長梶木又三君問責決議案	外 福岡知之君 一名	二三				撤 二三 回
20	税制問題等に関する調査特別委員長梶木又三君問責決議案	外 福岡知之君 一名	二三	/	/	否 二三 決	
21	自治大臣・国家公安委員長梶山静六君問責決議案	外 内藤功君 一名	二三	/	/	否 二三 決	
22	内閣総理大臣兼大蔵大臣竹下登君問責決議案	外 野田哲君 一名	二三	/	/	否 二三 決	

米の自由化反対に関する決議

本院は、第九十一回国会において国民生活の安定のため、食糧自給力の強化を図り、我が国農業・漁業の発展と生産力の増強に向けて政府が万全の施策を講ずるべきことを決議し、また第一百回国会において、特に国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米の完全自給を図るため、食糧行政に万全を期すべきことを決議した。

米及び稲作は、我が国にとって食生活、農業生産、地域社会、国土保全等多方面において格別に重要な地位を占めているばかりでなく、日本文化とも密接な関係を有し、また、健全な我が国社会の維持発展を支えるものとして、国民全体の重大関心事である。

このような重要な作物である米について、生産者の多大な努力により、全水田面積の三割に及ぶ厳しい生産調整による需給均衡政策、内外価格差の縮小をめざす合理化政策を懸命に進めているところである。

このような情勢下において、今般伝えられる米国内の我が国に対する自由化要求の動きは、極めて遺憾であり、認められない。

よって政府は、二度にわたる本院の決議の趣旨を体し、断固たる態度で臨むべきである。

右決議する。

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

一三件

恩給改善に関する請願（第一八〇五号外一〇件）

旧軍人軍属恩給欠格者救済に関する請願（第一九三七号）

旧軍人軍属恩給欠格者の救済に関する請願（第二三五五号）

○地方行政委員会

五件

過疎地域の振興策の強化拡充に関する請願（第二一九〇号外四件）

○法務委員会

三件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第三七六号外二件）

○文教委員会

一六件

義務教育費国庫負担制度堅持に関する請願（第一八八二号外一件）

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第二二二七号外二件）

義務教育費の国庫負担制度堅持に関する請願（第二三五六号）

小学校社会科教科書における森林・林業の記述充実に関する請願（第二三五七号）

義務教育費の国庫負担制度の堅持に関する請願（第二四〇八号）

在日私費留学生対策の改善に関する請願（第三六六五号外四件）

義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第三九〇八号外一件）

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第四二九九号）

○社会労働委員会

一七四件

脊髄神経治療技術研究に関する請願（第一五号外三二件）
総合的なパートタイム労働対策の早期確立に関する請願

（第二八二号外二件）

小規模障害者作業所等の助成に関する請願（第七三三号）
保育制度の維持、拡充に関する請願（第二四一〇号外七五件）

保育所制度の充実に関する請願（第二四五九号外四二件）
留守家庭児童に対する援助強化に関する請願（第三〇一八号）

亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願（第三四六九号外五件）
障害者が安心して生活できる仕事と福祉の充実に関する請願（第四六〇二号外一〇件）

○農林水産委員会

二〇件

農業・農村の将来展望の確立に関する請願（第二八四号外三件）

牛肉・オレンジ等農産物輸入自由化に関する請願（第三四六号）

農業政策に関する請願（第三四七号）

牛肉・オレンジの輸入自由化に伴う国内措置の確立に関する請願（第二二二五号）

米の輸入自由化反対に関する請願（第二二二六号）

異常気象による農業災害対策に関する請願（第二四〇九号）
米の市場開放阻止に関する請願（第四四三七号）

農林水産業における普及事業交付金の一般財源化反対に関する請願（第四五五六号外九件）

○運輸委員会

三八件

重度身体障害者に対する運輸行政改善に関する請願（第二一号外三二件）

内部機能障害者等に対する鉄道・航空運賃割引制度の適用に関する請願（第四三九号外三件）

内部障害者に対する鉄道・航空運賃の割引制度等に関する請願（第八九九号）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一件

北方領土の返還促進に関する請願（第二五八八号）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和六十三年
九月 六日 火曜日

一般職の職員の給与についての報告と勧告、国家公務員の寒冷地手当の額についての勧告並びに一般職の職員の週休二日制及び勤務時間制度についての報告と勧告に関する件について佐野人事官から説明を聴いた後、同件、世界平和研究所への公務員の協力に関する件、輸入牛肉をめぐる談合疑惑に関する件、政府広報汚職に関する件、行政改革の推進に関する件、個人情報保護に関する件、戦地における遺骨収集に関する件等について小淵内閣官房長官、高島総務庁長官、佐野人事官、政府委員、農林水産省、文部省、厚生省、自治省、法務省、外務省当局及び参考人畜産振興事業団理事長今村宣夫君に対し質疑を行った。

○法務委員会

昭和六十三年
十一月二十二日 火曜日

検察及び裁判の運営等に関する件（裁判所の休日に関する法律案（閣法第一一号）（衆議院送付）と一括議題）について林田法務大臣、政府委員、警察庁及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

昭和六十三年
十一月

八日 火曜日

日米・日ソ・日中外交に関する件、ブルトニウムの海上輸送問題に関する件、米国の対日要求拡大に関する件、ナミビア産ウラン輸入問題に関する件、外交官の財テク問題に関する件、日本の対外文化協力に関する件、天皇をめぐる外国報道に関する件、北朝鮮との関係改善に関する件等について宇野外務大臣、政府委員、外務省、海上保安庁、通商産業省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○文教委員会

昭和六十三年
十一月

八日 火曜日

教育、文化及び学術に関する調査のため参考人の出席を定めることを決定した後、リクルートコスモス未公開株譲渡問題と文部行政との関わりに関する件、昭和六十四年度文部省予算の概算要求に関する件及び小・中学校のNHK受信料免除廃止問題に関する件について中島文部大臣、政府委員、郵政省当局及び参考人日本放送協会営業総局副総局長大森誉皓君に対し質疑を行った。

十一月 十日 木曜日

リクルートコスモス未公開株の譲渡問題と文部行政との関わりに関する件、三省堂英語教科書の書き換え問題に関する件、教育関係書籍の訪問販売に関する件、著作権制度の整備に関する件、スポーツにおけるアマチュアリズムの必要性に関する件、大学における東洋医学教育に関する件等について中島文部大臣、政府委員、通商産業省、総理府及び厚生省当局に対し質疑を行った。

十一月二十二日 火曜日

前文部事務次官とリクルート疑惑との関連に関する件について中島文部大臣、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

十二月 十五日 木曜日

幼児教育の重要性とその対策に関する件、小・中学校のNHK受信料免除廃止問題に関する件、児童・生徒の登校拒否の原因とその対策に関する件、障害を持つ海外子女の教育に関する件、高石前文部事務次官に関する件、私学助成制度の堅持・拡充に関する件等について中島文部大臣、政府委員、厚生省、労働省、文部省、郵政省、人事院、自治省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和六十三年
十月 十八日 火曜日

当面の農林水産行政に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、建設省、農林水産省、法務省、厚生省当局及び参考人北海道東北開発公庫理事角田修一君に対し質疑を行った。

○運輸委員会

昭和六十三年
十二月 八日 木曜日

中央線東中野駅構内における列車衝突事故に関する件について石原運輸大臣から報告を聴いた後、同大臣、政府委員、警察庁、消防庁、厚生省当局、参考人東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社

長住田正二君、同社代表取締役副社長山之内秀一郎君及び同社常務取締役松田昌士君に対し質疑を行った。

○運輸委員会、内閣委員会連合審査会

昭和六十三年

七月二十八日 木曜日

第一富士丸事故に関する問題について石原運輸大臣から報告を聞いた後、竹下内閣総理大臣、瓦防衛庁長官、石原運輸大臣、政府委員及び海上保安庁当局に対し質疑を行った。
本連合審査会は今回をもって終了した。

○建設委員会

昭和六十三年

十二月 八日 木曜日

東京湾岸開発に関する件、土地対策に関する件、河川災害復旧に関する件、道路整備に関する件、外国企業参入問題に関する件、リゾート整備に関する件、リクルートコスモス社の宅建業法違反問題に関する件、地震対策に関する件等について内海国土庁長官、越智建設大臣、政府委員、運輸省、海上保安庁、消防庁、公正取引委員会、法務省、文部省、環境庁、科学技術庁、警察庁、労働省、建設省当局、参考人住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君及び首都高速道路公団理事松原青美君に対し質疑を行った。

○予算委員会

昭和六十三年

八月二十二日 月曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めることを決定した後、竹下内閣総理大臣、田村通商産業大臣、宮澤大蔵大臣、政府委員及び参考人住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君に対し質疑を行った。

八月二十三日 火曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めることを決定した後、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、越智建設大臣、瓦防衛庁長官、石原運輸大臣、小淵内閣官房長官、梶山自治大臣、佐藤農林水産大臣、林田法務大臣、宇野外務大臣、堀内環境庁長官、中島文部大臣、政府委員、参考人日本銀行総裁澄田智君及び住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君に対し質疑を行った。

八月二十四日 水曜日

予算の執行状況に関する件について竹下内閣総理大臣、林田法務大臣、中尾経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、梶山自治大臣、藤本厚生大臣、石原運輸大臣、瓦防衛庁長官、中山郵政大臣、伊藤科学技術庁長官、宇野外務大臣、高鳥総務庁長官、中島文部大臣、田村通商産業大臣、梅澤公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

八月三十一日 水曜日

予算の執行状況に関する件について参考人の出席を求めることを決定した後、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、林田法務大臣、堀内環境庁長官、中島文部大臣、梶山国家公安委員会委員長、高鳥総務庁長官、宇野外務大臣、石原運輸大臣、田村通商産業大臣、佐藤農林水産大臣、藤本厚生大臣、政府委員及び参考人税制調査会会長小倉武一君に対し質疑を行った。

九月 九日 金曜日

委員長が報告を行った。

○科学技術特別委員会

昭和六十三年
十一月 九日 水曜日

放射光技術に関する件について参考人理化学研究所サイクロトロン研究室主任研究員上坪宏道君及び日本放射光学学会会長高良和武君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○環境特別委員会

昭和六十三年
十月二十六日 水曜日

公害及び環境保全対策に関する件について堀内環境庁長官、政府委員、厚生省、通商産業省、農林水産省、運輸省、沖縄開発庁、建設省及び林野庁当局に対し質疑を行った。

○災害対策特別委員会

昭和六十三年
七月二十八日 木曜日

昭和六十三年七月十一日から二十七日の西日本を中心とする大雨による災害について政府委員から報告を聴いた。

八月二十六日 金曜日

昭和六十三年七月豪雨による広島、島根両県下における被害の実情について派遣委員から報告を聞いた。

昭和六十三年七月西日本豪雨災害の復旧対策に関する件、土石流対策に関する件、文化財の防災対策に関する件等について内海国土庁長官、政府委員、建設省、林野庁、厚生省、中小企業庁、気象庁、文化庁、消防庁、文部省及び自治省当局に対し質疑を行った。

十月二十一日 金曜日

東北地方における異常低温等による被害の実情について派遣委員から報告を聞いた。

東北地方の冷害救済対策に関する件、地震対策に関する件等について内海国土庁長官、佐藤農林水産大臣、政府委員、気象庁、農林水産省、建設省、国税庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○税制問題等に関する調査特別委員会

昭和六十三年
十二月 一日 木曜日

税制問題等に関する調査のうち、リクルート問題等に関し、式場英君、江副浩正君及び長谷川寿彦君を証人として出頭を求めることを決定した。

税制問題等に関する調査について参考人の出席を求めることを決定した後、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、田村通商産業大臣、梶山自治大臣、内海国土庁長官、林田法務大臣、中村労働大臣、中島文部大臣、中山郵政大臣、内海人事院総裁、政府委員、最高裁判所、会計検査院当局、参考人日本証券業協会常務理事関要君、日本電信電話株式会社代表取締役副社長村上治君及び同鴨光一郎君に対し質疑を行った。

十二月 二日 金曜日

税制問題等に関する調査について参考人の出席を求めることを決定した後、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、林田法務大臣、中山郵政大臣、中島文部大臣、中村労働大臣、梶山自治大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人日本証券業協会常務理事関要君及び日本電信電話株式会社代表取締役副社長村上治君に対し質疑を行った。

十二月 六日 火曜日

リクルート問題等に関する件について証人式場英君及び江副浩正君から証言を聴いた。

十二月 七日 水曜日

リクルート問題等に関する件について証人長谷川寿彦君から証言を聴いた。

税制問題等に関する調査について竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、林田法務大臣、中島文部大臣、中村労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

十二月 八日 木曜日

税制問題等に関する調査について参考人の出席を求めることを決定した後、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、梶山国務大臣、林田法務大臣、中島文部大臣、越智建設大臣、田村通商産業大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団理事佐藤和男君、同渡辺尚君及び日本電信電話株式会社代表取締役副社長村上治君に対し質疑を行った。

○国民生活に関する調査会

昭和六十三年

九月

七日 水曜日

労働と余暇に関する件について参考人財団法人日本レクリエーション協会レジャー・レクリエー

シヨン研究所主任研究員蘭田碩哉君、筑波大学助教授・財団法人余暇開発センター研究参与松田義幸君及び財団法人労働科学研究所客員所員藤本武君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

十月二十六日 水曜日

労働と余暇に関する件について参考人ファッシヨン・デザイナーエマニユエル・ムノス君、日本女子大学教授一番ヶ瀬康子君、日本余暇学会理事瀬沼克彰君及び長岡市教育長丸山博君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

十二月 十四日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

昭和六十三年
九月 七日 水曜日

ニュー・ジールランド、オーストラリア、シンガポールにおける産業・エネルギー問題について外国派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。
本調査会の今後の運営方針について意見の交換を行った。

九月二十一日 水曜日

我が国企業の海外展開に伴う問題に関する件について参考人東海大学開発技術研究所教授唐津一君、日立総合計画研究所取締役所長守屋友一君及び日本貿易振興会海外調査部長菅野省三君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

十月二十六日 水曜日

国際化の中の資源エネルギー問題に関する件について参考人日本エネルギー経済研究所常務理事富舘孝夫君及び電源開発株式会社常務取締役村井了君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

十二月 九日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

地域経済社会の均衡ある発展を図るための方策に関する件について参考人財団法人電気通信科学財団理事長白根禮吉君、財団法人都市化研究公室専務理事吉田達男君及び法政大学経営学部教授清成忠男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

(付) I 参議院役員一覧

役員	召集日	会期中選任
議長	藤田正明君	土屋義彦君(63.9.30)
副議長	瀬谷英行君	
常任委員	内閣	大城真順君
	地方行政	向山一人君
	法務	塩出啓典君
	外務	堀江正夫君
	大蔵	梶原清君
	文教	杉山令肇君
	社会労働	前島英三郎君
	農林水産	福田宏一君
	商工	宮澤弘君
	運輸	多田省吾君
	通信	糸久八重子君
	建設	稲村稔夫君
	予算	初村滝一郎君
	決算	安永英雄君
	議院運営	嶋崎均君
	懲罰	小笠原貞子君
特別委員長	科学技術	高桑栄松君
	環境	林健太郎君
	災害対策	小川仁一君
	選挙制度	森田重郎君
	沖縄・北方	守住有信君
	土地問題	古賀雷四郎君
税制問題	63.10.7設置	梶木又三君(63.10.13)
調査会長	外交・安保	加藤武徳君
	国民生活	長田裕二君
	産業・資源	松前達郎君
事務総長	加藤木理勝君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日昭 63. 12. 28 現在)

会 派	議員数	①平 1. 7. 9 任期満了			②平 4. 7. 7 任期満了		
		比 例	選 挙	計	比 例	選 挙	計
自 由 民 主 党	143(9)	20(5)	50	70(5)	22(2)	51(2)	73(4)
日本社会党・護憲共同	42(4)	9(1)	13(1)	22(2)	9(1)	11(1)	20(2)
公明党・国民会議	23(3)	8(2)	4	12(2)	7(1)	4	11(1)
日 本 共 産 党	17(5)	5(2)	3	8(2)	5(1)	4(2)	9(3)
民社党・国民連合	12(1)	4	3(1)	7(1)	3	2	5
新政クラブ・税金党	4	1	1	2	2	0	2
二院クラブ・革新共闘	3	1	1	2	1	0	1
サラリーマン新党・ 参議院の会	3	2	0	2	1	0	1
各派に属しない議員	4	0	1	1	0	3	3
欠 員	1	0	0	0	0	1	1
合 計	252(22)	50(10)	76(2)	126(12)	50(5)	76(5)	126(10)

※ ()内は婦人議員数